

### 資格登録停止措置の概要

#### 1. 資格登録停止措置業者名

① 日本道路株式会社	(東京都港区新橋1-6-5)	[1000010717]
② 株式会社NIPPO	(東京都中央区八重洲1-2-16)	[7000000100]
③ 東亜道路工業株式会社	(東京都港区六本木7-3-7)	[7000000079]
④ 前田道路株式会社	(東京都品川区大崎1-11-3)	[1000013041]
⑤ 大成ロテック株式会社	(東京都新宿区西新宿8-17-1)	[1000007586]
⑥ 大林道路株式会社	(東京都千代田区猿楽町2-8-8)	[1000002008]
⑦ 世紀東急工業株式会社	(東京都港区芝公園2-9-3)	[1000007153]
⑧ 鹿島道路株式会社	(東京都文京区後楽1-7-27)	[1000002719]
⑨ 福田道路株式会社	(新潟県新潟市中央区川岸町1-53-1)	[1000012133]

#### 2. 資格登録停止措置の期間

- ⑤の業者  
平成30年4月17日～平成30年8月16日(4ヶ月)
- ①②④⑨業者  
平成30年4月17日～平成30年6月16日(2ヶ月)
- ③⑥⑦⑧の業者  
平成30年4月17日～平成30年5月16日(1ヶ月)

#### 3. 資格登録停止措置の地域

地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

#### 4. 事実概要

公正取引委員会は、東京都、東京港埠頭株式会社、成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

#### 5. 資格登録停止措置理由

有資格業者である上記の事業者らが、独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)	発生地域及び影響を受けた地域について当該認定をした日から2月以上9月以内

#### ○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)